会員において情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応

昨今、事業者に対するサイバー攻撃等が顕在化し、国民生活・経済活動に著しい影響を及ぼすリスクが増大しており、 社会的な影響が生じた事案を確認。



被害調査に必要な情報の共有や被害の未然防止のため、

各府省庁が所管する業法に基づく所管分野の事業者等に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合に、 同インシデントに係る情報を共有するための仕組みを検討

1 情報共有の対象となる情報セキュリティインシデント

- ①国民生活・経済活動に著しい影響を及ぼす可能性があるインシデント
- ②外交・安全保障に関わる恐れがあるインシデント
- ③世論の反響が強く、社会的に大きな影響があるインシデント

※情報セキュリティインシデント マルウェアの感染、不正アクセス又は機密情報の流出など、 事業運営を危うくする確率及び情報セキュリティを脅かす確 率が高い情報セキュリティ上の脅威となる事象。

具体的には・・・・

- ・会員が管理(利用)している情報システムに対してサイバー攻撃等され、個人情報が流出した可能性が発覚。
- ・日頃利用しているパソコンに不審なメールが届き、添付されていたファイルを開く、又は不審なURLをクリックした結果、パソコン上で不審な動きが確認され、パソコンに入っている情報(顧客情報など)が流出した可能性が発覚。

など

2 情報共有する時期、内容等(イメージ)

